

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「D I A M 米国リート・インカムプラス」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは2012年10月22日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。当ファンドでは、主要投資対象とする外国投資信託におけるスワップ取引を通じて、実質的に米国の不動産投資信託(リート)への投資とオプション取引を組み合わせた戦略を行っています。しかしながら、今般、上記の外国投資信託におけるスワップ取引に関して、今後の取引継続が困難になると見込まれる状況が発生しており、外国投資信託の運用会社は投資態度に則った運用の継続が困難となっているとの見解を示しております。

このような状況に鑑み、当ファンドでは信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっておりますため、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還(信託終了)することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2019年10月16日
- ・ 書面による議決権行使期限 : 2019年11月7日
- ・ 書面決議の日 : 2019年11月8日
- ・ 繰上償還日(予定) : 2019年12月3日

3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、2019年10月16日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、2019年12月3日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

2019年10月16日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社